

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 3月度)

- 1 日 時 令和6年3月1日(金)
開会：午前11時00分
閉会：午前11時20分
- 2 場 所 氷見市役所C棟2階 201災害対策室
- 3 出席委員 13名
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 4番 栗山 敬行
5番 平井 清一 6番 田中 昭一 7番 池田 貢
8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎 10番 吉田 純夫
11番 森 久志 13番 山本 善榮 14番 浮橋 勉
15番 向 悟司
- 4 欠席委員 2名
3番 上野 和枝 12番 高木 良治
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
- 6 報 告 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断(非農地認定)について
- 7 職務のため出席した事務局等職員
5名
局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代
事務員 川田 安広
市長部局から
農林畜産課 主査 遠藤 優子

8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度3月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を宮木委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件
第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件
であります。

また、報告事項として
報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）について
であります。

□議長 (会長) 本日は、上野委員、高木委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、山本委員、両國委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1、——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、この案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いたします。

□議長(会長) 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長(会長) 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長(会長) 次に、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、ご説明いたします。

農地を農地として利用するためにその権利を取得する場合、農業委員会の許可が必要となり、それが「3条許可」であります。

なお、令和5年4月1日から面積要件となっていた5反要件が廃止されております。

今回の申請件数は1件です。

氷見市**——番、——番、——番で、申請面積は合わせて——㎡、地目は登記が田、現況が畑です。

譲渡人 氷見市**——番地（氏名**）から

譲受人 氷見市**——番地（氏名**）へ

譲受人の要望で、所有権の移転を行うものです。

譲受人の経営面積は、——㎡で、今回の申請農地——㎡を取得すると、合計——㎡となります。

譲受人は、年間180日程度、農作業に従事しております。申請農地は畑として利用されている状況で、この度、譲受人から譲渡人へ引き続き畑として利用するため、買取をしたいとの話があり、まとまったものです。

以上の1件であります。今回の案件は、農地法第3条第2項各号に規定されている全部効率利用、常時農業従事、地域調和など、不許可の要件に該当しておりませんので、許可が相当と判断されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第3条の規定による許可申請について許可を与える件につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件1件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。

今回の案件は、第4条申請となっております。

番号1、地区は——です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、
申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記が畑、現況が——、現地は——として利用されている状況です。
申請面積は——㎡、転用目的が——です。
農地区分は第3種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

では、今回付された案件1件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般**月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般**月**日、私と地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件1件は、違反転用の案件でもありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことをご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 家はいつ頃から建っていたのでしょうか。

（事務局） 申請人によると、昭和年代に建てた家で建築年は不明であり、現在は空き家となっており、今後は売却したいとのことであります。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第3号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。次に、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 報告第1号 農地法第2条の規定による農地、非農地の判断（非農地認定）についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は——です。

申請人は氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、——番、地目は登記、現況ともに畑、申請面積は合わせて——㎡です。

月日の転用の現地調査を行った日に、**委員、**委員、**委員の3名で現地調査を行っております。

現地調査の結果、山林であると非農地として判断しましたので、同日付けで申請人宛てに非農地である旨の通知文書を発出しております。

また、併せて県、法務局及び市へ報告文書を発出しております。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、説明を了承いたします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会3月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月1日

議 長

署名委員

署名委員